

恵庭市に対する民事訴訟の応訴について

令和5年（2023年）11月28日

広報等でお知らせしております市内の牧場における障がい者虐待に関する本市に対する訴訟について、これに応訴するとともに、第1回口頭弁論が行われました。

本市としては、これまでは訴訟の審理開始前であり、市民の皆様にご説明することができずにおりましたが、初回の口頭弁論が終了しましたので、訴状の概要、第1回口頭弁論において事実と異なるとして争う点及び本市の主張について以下のとおりお知らせします。

1 訴状について

(1) 管轄裁判所及び事件番号

札幌地方裁判所 令和5年（ワ）第1781号 損害賠償請求事件

(2) 提訴年月日

令和5年8月24日（訴状受理年月日 同年9月21日）

(3) 請求の趣旨

- ・被告恵庭市は、原告Aに対し、893万3,100円及びこれに対する2017年（平成29年）2月28日から支払済みまで年5%割合による金員を支払え。
- ・被告恵庭市は、原告Bに対し、848万7,600円及びこれに対する2017年（平成29年）2月28日から支払済みまで年5%割合による金員を支払え。
- ・被告恵庭市は、原告Cに対し、945万6,700円及びこれに対する2017年（平成29年）2月28日から支払済みまで年5%割合による金員を支払え。

(4) 事案の概要

本件は、恵庭市議会議員を20年間勤め、市議会議長も務めた者及びその家族が、経営していた牧場において住み込みで働いていた3名の知的障害者に対して行った虐待についての責任と、それを認識しつつ隠蔽し放置した恵庭市の責任を問う事件である。

(5) 原告ら 市内牧場主(故人) Dが経営していた牧場(以下「D牧場」という。)

で住み込み稼働していた障がい者3名

(6) 被告ら D、Dの妻E及びその子 被告恵庭市

(7) 経緯、請求内容等

- ・Dは元市議会議員、同議長及び知的障害者の社会復帰並びに会員相互の連絡により社会福祉の向上に寄与することを目的とする団体である育恵会の会長であった。
- ・2016年(平成28年)頃、第三者から被告恵庭市へ情報提供があり、Dが経営する牧場が潰れたようであり、原告らが助けを求めているという話があった。
- ・被告恵庭市は、2016年(平成28年)7月頃から、原告らのD牧場の退去も見越して、社会福祉法人恵庭光風会が運営する恵庭市障がい者総合支援センター「e-ふらっと」と一緒に支援を行っていた。
- ・2020年(令和2年)2月にDが死亡し、同人の死亡後原告らがD牧場を退去し、転居した。
- ・原告らは、D牧場側が原告らの銀行口座から金銭を着服し経済的損害を与えたことについて、被告恵庭市に対し金銭着服による経済的損害、被告恵庭市が虐待を認識しながら隠ぺい、放置し、適法な対応がなされなかったことによって受けた精神的苦痛による精神的損害及び当該損害に対する遅延損害金等の支払を求めた。

2 第1回口頭弁論期日

令和5年11月28日(火) 午前11時

3 請求の趣旨に対する答弁、請求の原因に対する認否及び本市の主張

前記の請求の趣旨に対し原告らの請求をいずれも棄却するとの判決を求め、請求の原因に対し以下のとおり認否し、主張しました。

(1) 隠蔽について

請求の原因	請求の原因に対する認否及び本市の主張
Dが被告の元市議会議員であり、かつ、	否認する。

<p>元議長でもあったことが判明し、被告恵庭市の内部において、対応に気をつけるようにとの伝達がなされた。</p>	<p>Dが元市議会議員であり、元議長であったことは恵庭市職員であれば誰もが知っていたことであり、障がい福祉課においても議長であった事情によりDに忖度するような動機・必要性はそもそもなく、「対応に気をつけるようにとの伝達」はそもそも存在しない。</p>
<p>被告恵庭市は、年金搾取が疑われること、生活環境が劣悪であることを認識しながら、虐待調査を行おうとしたe-ふらっとに対し、「e-ふらっとが虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず被告恵庭市単独で扱っていく」旨を申し受け、積極的に調査の妨害及び虐待の隠蔽を図った。 このような調査妨害及び隠蔽行為は違法な作為である。</p>	<p>争う。 「被告恵庭市が単独で扱っていく」と記録された発言は、障がい福祉課がe-ふらっとに対し原告らの道立心身障害者総合相談所への送迎を依頼したのに、依頼を受けもせず虐待だというのであれば、原告らが道立心身障害者総合相談所に行く方法についてはe-ふらっとには頼まず市で考えるという趣旨の発言をしたにすぎない。 したがって、被告恵庭市は作為の違法性を欠く。</p>
<p>被告恵庭市は虐待の疑いを強く認識しながら、Dが元市議会議員（議長）であったという経緯を忖度して、敢えて虐待調査を行わず、これを放置したのである。この不作為は違法である。</p>	<p>争う。 被告恵庭市はDが元市議会議員（議長）であったことで、忖度する理由も必要もない。原告らの主張は、全くもって的外れな主張である。 被告恵庭市は、虐待の疑いを認識しておらず、また、Dに対する忖度など皆無であった。 したがって、被告恵庭市は不作為の違法性も欠く。</p>

(2) 放置について

請求の原因	請求の原因に対する認否及び本市の主張
<p>使用者による虐待について、障害者虐待防止法23条は、市町村に対し、使用者による障害者への虐待に関し、通報ないし障害者自身からの虐待届出を受けたときは、「厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。」とする義務を課している。 この通知義務は、市町村が、虐待通報や届出によらず直接虐待の事実を認識した場合にも当然に課されると理解すべきものである。</p>	<p>争う。 D及びEらは、原告らの「里親」であり原告らは家事使用人という立場にある。 里親が使用者に該当するか否かについて被告恵庭市は、平成28年6月9日、別の障害者虐待案件で北海道労働局雇用環境・均等部指導課を訪ね確認したところ、同課から「家事使用人」が「労働者」となる要件は3点あり、①労働時間の管理がなされていること、②他の労働者と同等の賃金が出ていること、③生活実態や生計が同一でないことを示された。 原告ら知的障がい者はある程度の労働力を提供しているが、Dらとの関係性は、</p>

<p>DらD牧場関係者は、原告らを雇用して労働させ、その対価として住居を提供し、食事を与える等していた者であり、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他のその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為する者」として、障害者虐待防止法2条5項の「使用者」に該当する。</p>	<p>労働力の提供を中心として構成された関係ではなく、生活を中心に構成されたものであり、上記①～③を考慮すると原告らは「労働者」ではなく、里親であるD、Eは障害者虐待防止法の「使用者」に該当しないというべきである。</p>
<p>被告恵庭市は、2016年（平成28年）12月にD牧場を訪問し、2017年（平成29年）1月の時点では、D牧場における原告らの生活状況を把握していたのだから、この際に金銭管理の状況に関する調査を行ったうえ、どんなに遅くとも同年2月末日までにはD牧場に対する指導を行うと共に、北海道に対する通知を行うべき義務を負っていたものである。</p>	<p>被告恵庭市は、原告ら3名のいずれかがD牧場において使用者から虐待を受けているという通報を受けていない。 また、原告らからも虐待を受けたという申出を受けていない。 障害者虐待防止法第23条に基づく通知義務は同法第22条第1項に規定する通報を受けたとき及び同条第2項に規定する届出があったときであり、そうした通報及び届出が出されていない状況にあつてはそもそも通知すべき事項がなく、被告恵庭市が通知する義務を負っていたとの主張はそもそも失当である。 もっとも、被告恵庭市が虐待の事実を知った者であった場合、被告恵庭市が自ら虐待対応を行うか北海道に通報することが考えられる。 しかし、当時被告恵庭市は本件に関し原告らが虐待を受けていたという事実を把握していないことから、北海道に通報すべき事項はない。 したがって、使用者虐待の存在を前提にした原告らの主張は失当である。</p>
<p>特に、本件においては、被告恵庭市は、育恵会の事務局的立場として、D牧場及び原告らの存在を強く認識し、深く関わっていたのであるから、通常よりも高度な義務（障害者虐待防止法に基づく使用者による虐待に係る北海道への通知義務）を負っていた。</p>	<p>争う。 障がい福祉課の育恵会への関わりであるが、育恵会の構成員や事務局を担っている人は知的障がい者を受け入れしている牧場や畜産を営んでいる里親たちであり、案内文や総会資料などの文書作成をはじめ事業収支の作成などを不得手としていた里親たちから頼まれて障がい福祉課職員が事務局作業を手伝っていたものである。 また、年に一度行われていた総会という名目の旅行に係る費用の負担を軽減させるため、障がい福祉課長が市のバスを借り上げ使用させていた。 このように、障がい福祉課は事務局業務の多くを手伝っていたが、団体の金銭</p>

	管理はせず運営に立ち入ることはなかった。原告らと顔を合わせるのは、年に一度旅行出発時に見送るときだけであったことから、障がい者の顔と名前が一致しない状況であり、事務局の立場から原告らの存在を強く認識してはおらず、深く関わってもいなかった。
--	---

(3) 被告の故意・過失及び因果関係について

請求の原因	請求の原因に対する認否及び本市の主張
<p>被告恵庭市の行為には、隠ぺい及び調査妨害という作為の面からも、必要な調査、指導及び北海道への通知等を行わないという不作為の面からも国家賠償法1条1項の故意が優に認められる。</p> <p>また、仮に故意まで認められなかったとしても、必要な調査、指導及び北海道への通知等を怠ったことについて過失が認められる。そして、それにより、損害が生じており、因果関係も認められる。</p>	<p>被告恵庭市に故意、過失があったとの主張は争う。</p> <p>被告恵庭市においては、虐待の事実及び虐待の疑いについて認識しておらず、仮に原告が虐待されていたとしても、原告らの虐待を放置した故意はなく、虐待疑いを認識しうる事情もなかったことから過失もない。</p> <p>被告恵庭市には故意・過失は存在せず、作為または不作為の違法性も欠いており、仮に原告らに何らかの損害が存在するとしても作為または不作為と損害の間には因果関係は存在しない。</p>

(4) 結論

以上のとおり、原告らの被告恵庭市に対する国家賠償法1条1項の請求は要件を欠く。よって、本件請求は速やかに棄却されるべきである。

7 第2回口頭弁論期日

令和6年1月30日(火) 午後1時30分